

平成31年1月23日
九州地方整備局
長崎県

社会保険加入に積極的に取り組む長崎県内の建設企業を対象とした
「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催します！

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし、取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として、社会保険の加入に積極的に取り組む長崎県内の建設企業等を対象とした「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」を以下のとおり開催しますので、この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非、ご参加下さい。

なお、九州管内地域会議（福岡県、熊本県、鹿児島県）における宣言企業は366社（平成31年1月18日現在）となっております。

記

- 開催日時： 平成31年2月14日（木） 13:30～14:00
- 開催場所： 長崎県建設総合会館 8階会議室（長崎市魚の町3番33号）
- 主催： 長崎県、（一社）長崎県建設業協会、建設産業専門団体九州地区連合会、（一社）日本建設業連合会九州支部、九州地方整備局
- 内容： ①建設企業による取り組み事例の紹介
②建設企業が守るべき行動基準の採択
- 対象者： ○「長崎県内に拠点を置く建設企業」 又は
○「長崎県内での施工実績を有する建設企業」
※法人、個人は問いません。
※建設業許可の有無も問いません。
※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
- 参加申込： **事前申込制**となりますので、別紙「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、平成31年2月7日（木）までに、FAXにて申し込みください。
※会場等の都合上、人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- その他： ○参加無料
○来客用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を御利用いただくか公共交通機関を御利用ください。
○取材可。取材を希望される方は時間までに受付へお越し下さい。

(問合せ先)

九州地方整備局 建政部 092-471-6331（代表）
092-409-4201（直通）
建設産業課長 広瀬 祐一郎（内線6141）
建設産業課長補佐 樋口 敏明（内線6142）
資力確保指導係長 野元 寛冲（内線6142）

長崎県 建設業社会保険加入推進地域会議

目的

建設産業の担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となって社会保険加入対策に取り組んできました。

6年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組を定着させ、さらに加入促進を徹底するため、昨年度から、より地域に根ざした形で取組への理解を広げ、機運の醸成を図っていく地域レベルでの取組を行うこととしています。

その取組が、この「**長崎県 建設業社会保険加入推進地域会議**」です。

※本会議は、「第2回建設業社会保険推進連絡協議会」(H30.1.15)において平成30,31年度の取組方針の一つとして示されているものです。

主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

① **社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の事例発表**

② **社会保険の加入を進めるにあたって企業が守るべき『行動基準』の採択**を行います。

これにより、

- ・ **一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること**
- ・ **技能労働者の処遇の向上**
- ・ **担い手の確保に繋がること**

が期待されます。

②の『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、**九州地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表**させていただくことを予定しています。

なお、既に九州管内において、366社の企業に宣言して頂いております。

参加対象者

- **長崎県内**に拠点を置く建設企業
- **長崎県内**での施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。
※建設業許可の有無も問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

長崎県

長崎県
建設業協会

九州建専連

日建連
九州支部

九州
地方整備局

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」 (案)

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

九州地方整備局 建政部
建設産業課 資力確保指導係 行
【FAX:092-476-3511】

申込締切日:平成31年2月7日(木)

長崎県建設業社会保険加入推進地域会議 参加申込書

企業（団体）名	
所在地	〒 —
申込者名	
連絡先	TEL（ ） —
	FAX（ ） —
所属団体	所属している団体に○をつけて下さい（複数可） ①建設業協会 ②建専連会員団体 ③日建連 ④その他 ⑤無所属

所属・役職	参加者氏名

※定員の関係上、申し込み多数の場合は人数を調整させていただく場合があります。

- ①本申込書に必要な事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。
- ②人数を調整させて頂く場合には、当方より連絡させていただきます。なお、連絡がない場合には出席可能とご理解ください。
- ③来客用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を御利用いただくか、公共交通機関を御利用ください。
- ④ご記入いただいた個人情報は、会議・説明会以外の目的には使用することはありません。
- ⑤当日は申込みに利用した参加申込書（FAXした参加申込書）の写しをお持ちください。